

法第 127 条各号に規定する認定基準のいずれにも適合することを証する書類

1 社会福祉連携推進業務を主たる目的としていること（第 1 号）

社会福祉連携推進業務に係る事業費率の見込み	事業費率 【（ + ） / （ + + + + + ）】	%
	社会福祉連携推進業務に係る サービス活動費用計	円
	社会福祉連携推進業務に係る サービス活動外費用計	円
	その他業務に係る サービス活動費用計	円
	その他業務に係る サービス活動外費用計	円
	法人本部に係る サービス活動費用計	円
	法人本部に係る サービス活動外費用計	円

（注意事項）

- ・ 事業計画書や予算書等において上記の事業費率が 5 0 % 超であること。

2 社員の構成が適当であること（第 2 号）

社員の名称	法人格の種別	社員に参画できる者 該当する欄に を付すこと。				1 社員当たりの議決権の数
		社会福祉法人	社会福祉事業経営法人	その他福祉サービス事業経営法人	社会福祉事業従事者養成機関経営法人	

合計数						
	社員計：					

(注意事項)

- ・ 社員は、上記の表の から までのいずれかに該当するものであること。
- ・ 社員は2以上であること。
- ・ 社員の過半数は社会福祉法人であること。
- ・ 議決権総数の過半数は社会福祉法人であること。
- ・ 1の社員に対し、議決権総数の半数を超える議決権を配分しないこと。

3 社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足りる知識及び能力並びに財産的基礎があること(第3号)

社会福祉連携推進業務を適切かつ確実にを行うに足りる知識及び能力	社会福祉法に定める組織機関を全て備えるとともに、会費収入により、法人本部に職員2名を配置している。
財産的基礎	会費により、年間事業費 千万円を確保することになっている。

(注意事項)

- ・ 上記の 及び について、法人において措置している内容を記載すること。
- ・ 記載欄中の記述は記載例であること。

4 社員の資格の得喪につき、不当な条件がないこと（第4号）

社員の資格の取得ルール	定款第 条の規定により、社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、理事会の承認を得る必要がある。
社員の資格の喪失ルール	<p>退社 定款第 条の規定により、社員は、社員総会において定める退社届を提出することにより、いつでも退社できる。</p> <p>除名 定款第 条の規定により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款その他の規則に違反したとき ・本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき ・その他除名すべき正当な理由があるとき <p>には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。</p> <p>社員資格の喪失 定款第 条の規定により、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費の支払義務を2年以上履行しなかったとき ・総社員が同意したとき ・当該社員に係る法人が解散したとき <p>には、その資格を喪失する。</p>

（注意事項）

- ・ 定款等に定める社員の資格の得喪に関するルールを記載すること。
- ・ 社会福祉連携推進法人の目的に照らし、不当に差別的なルールとなっていないこと。
- ・ 記載欄中の記述は記載例であること。

5 定款に必要事項が記載されていること（第5号）

定款記載事項	記載の有無
社員の議決権に関する事項	有 ・ 無
役員に関する事項	有 ・ 無
代表理事を1人置く旨	有 ・ 無
理事会を置く旨及び理事会に関する事項	有 ・ 無
事業の規模が政令で定める基準を超える一般社団法人の記載事項	有 ・ 無

社会福祉連携推進評議会を置く旨及び構成員の選任・解任の方法	有 ・ 無
貸付対象社員が予算の決定又は変更等を決定するに当たって、あらかじめ当該一般社団法人の承認を受けなければならないこととする旨	有 ・ 無
資産に関する事項	有 ・ 無
会計に関する事項	有 ・ 無
解散に関する事項	有 ・ 無
社会福祉連携目的取得財産残額は国又は地方公共団体等に贈与する旨	有 ・ 無
清算時に残余財産を国等に帰属させる旨	有 ・ 無
定款の変更に関する事項	有 ・ 無

(注意事項)

・ 上記事項のほか、一般法人法第 11 条第 1 項の規定により、次の事項の記載が必要。

ア 目的

イ 名称

ウ 主たる事務所の所在地

エ 設立時社員の氏名又は名称及び住所

オ 社員の資格の得喪に関する規定

カ 公告方法

キ 事業年度